

V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る 周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針

1 99MHz 超え 108MHz 以下

・地方ブロック向けマルチメディア放送 (ISDB-T_{SB} 方式)^{※1}に係る放送局及びデジタルコミュニティ放送 (一の市町村の一部の地域等特定の一部の地域を放送対象地域とする ISDB-T_{SB} 方式の放送)^{※2}に係る放送局に割り当てる。

※1 地方ブロック向けマルチメディア放送の放送対象地域、放送対象地域ごとの周波数その他の制度整備に係る基本的事項については、別紙のとおり。

※2 デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めていく。

2 95MHz 超え 99MHz 以下

・99MHz～108MHz を使用する地方ブロック向けマルチメディア放送に係る放送局等と 90MHz～95MHz を使用する中波放送の難聴対策等に係る FM 方式の中継局等との間で、相互の干渉による電波障害が発生することのないよう、ガードバンドとする。

なお、今後、地方ブロック向けマルチメディア放送に係る放送局の置局を行う過程で混信又は混信の可能性が発生し、これを回避するために真に必要な場合には、当該周波数帯域を用いることとする。

3 90MHz 超え 95MHz 以下

・民間放送事業者の中波放送の難聴 (都市型難聴、地理的・地形的難聴、外国波混信) 対策、津波等の災害への対策に係る FM 方式の中継局[※]及びコミュニティ放送局に割り当てる。

※ 親局の放送区域の一部を補完するもので空中線電力が大きいものについては、周波数等を基幹放送用周波数使用計画で定める。

4 85MHz 超え 90MHz 以下 (アナログテレビ放送とのガードバンドとされていた周波数に限る。※¹)

- ・超短波放送(コミュニティ放送を含む。)に係る放送局^{※²}及び中波放送の難聴(地理的・地形的難聴、外国波混信)対策に係るFM方式の中継局^{※³}に割り当てる^{※⁴}。

※¹ 電波法関係審査基準の規定により、FM 放送局の周波数の選定方法において、別に満足すべき条件(電波法関係審査基準 別紙1 第2の2別添)が付されている。

※² 親局の諸元変更に係るものについては、周波数等を基幹放送用周波数使用計画で定める。

※³ 中波放送のFM方式の中継局については、空中線電力が小さいものとする。

※⁴ 周波数の有効利用の観点から、これまでの超短波放送用周波数と同様に、まずは空中線電力の大きいものから割り当てる。

5 85MHz 超え 90MHz 以下 (アナログテレビ放送とのガードバンドとされていた周波数を除く。) 76MHz 超え 85MHz 以下

- ・超短波放送(コミュニティ放送を含む。)については、従来どおりとする。
- ・中波放送の難聴対策に係るFM方式の中継局[※]については、外国波混信対策に係るものに割り当ててきたが、地理的・地形的難聴対策に係るものにも割り当てる。

※ 中波放送のFM方式の中継局については、空中線電力が小さいものとする。

6 その他

- ・NHKの中波放送の難聴対策等(90-95MHz)及び国内放送を行う短波放送の扱いは、今後、FM方式による中継局及びコミュニティ放送局の置局状況を考慮し、検討を行う。
- ・ここに示した方針については、各放送局の置局状況等を踏まえて、必要に応じ見直しを行う。

地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項

I. 放送対象地域等

1 放送対象地域

以下の7つの地方ブロック

北海道地域(※1)、東北地域(※2)、関東・甲信越地域(※3)、
東海・北陸地域(※4)、近畿地域(※5)、中国・四国地域(※6)、
九州・沖縄地域(※7)

※1 北海道の区域

※2 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域

※3 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、
新潟県及び長野県の区域

※4 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域

※5 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域

※6 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及
び高知県の区域

※7 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄
県の区域

2 放送対象地域ごとの周波数及びセグメント数

① 放送対象地域ごとの周波数

・北海道地域、関東・甲信越地域、近畿地域、九州・沖縄地域
103.5MHz を超え — 108MHz 以下

・東北地域、東海・北陸地域、中国・四国地域
99MHz を超え — 103.5MHz 以下

② 放送対象地域ごとのセグメント数

9セグメント

II. 基幹放送局設備提供事業に係る制度整備

基幹放送局設備提供事業に係る制度は、上記の他、以下に掲げる方針を基本として、電波の公平かつ能率的な利用の確保を図る観点から整備することとする。

(1) 技術基準

情報通信審議会における技術的条件の検討結果等を踏まえ、技術基準を整備する。

(2) 開設計画の認定

基幹放送局設備提供事業に係る特定基地局の開設計画は、放送対象地域(地方ブロック)ごとに一の認定を行う。ただし、一の者が全国の全ての放送対象地域で認定を受けることを妨げるものではない。

開設計画の認定に当たっては、以下に掲げる事項を基本としつつ、電波の公平かつ能率的な利用の確保を図る観点から関係法令に基づく審査を行うこととし、各放送対象地域において指定することができる周波数が不足する場合には比較審査を行うこととする。

①特定基地局の配置等

(7) 開設計画の認定の日から5年以内に、各放送対象地域に割り当てる周波数帯域幅や事業性等を勘案して定める世帯カバー率の基準を満たすよう特定基地局を配置すること。

(イ) 放送対象地域内の各都道府県における特定基地局の開設計画に係る基準を満たすこと。

(ウ) 鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備するため定める特定基地局の配置及び開設計画に係る基準を満たすこと。

②事業計画の確実性

③電波の能率的な利用を確保するための技術

④受信設備の早期普及のための具体的な計画

⑤開設計画の認定の日から5年間及びそれ以後における特定基地局の配置に関する計画

⑥有線テレビジョン放送に対する混信等の防止に関する計画、特定基地局の開設計画に関する地域住民の合意形成に向けた取組みに関する計画その他特定基地局の円滑な開設計画の推進に必要な事項

⑦その他地方ブロック向けマルチメディア放送全体の早期普及のために必要となる事項等

Ⅲ. 基幹放送の業務の認定に係る制度整備

○業務の認定

基幹放送の業務の認定に当たっては、以下の事項を基本としつつ、基幹放送の普及及び健全な発達を図る観点から関係法令に基づく審査を行うこととし、各放送対象地域において指定することができる周波数が不足する場合には比較審査を行うこととする。

①表現の自由の享有

地方ブロック向けマルチメディア放送に係る基幹放送の業務の認定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）に係る放送法第93条第1項第4号の基準（以下「表現の自由享有基準」という。）については、以下のような考え方を基本として検討を行う。

(7) 放送法第93条第2項第1号の支配関係に係る議決権の総数に占める割合は、百分の三十三・三三三三三とする。

- (イ) 申請者が基幹放送事業者であるか否かに関わらず、地方ブロック向けマルチメディア放送に係る周波数帯域（セグメント数）が当該放送対象地域において一定の基準を超えない限り、表現の自由享有基準に合致するものとする。
- (ウ) 申請者の主たる出資者等は、できるだけその放送対象地域に住所を有するものでなければならないものとする。
- (エ) (ア)、(イ)及び(ウ)に掲げるもののほか、放送の多元性の確保その他基幹放送の普及及び健全な発達を図る観点から、表現の自由の享有に係る制度を整備する。

- ②事業計画の確実性
- ③放送番組の多様性の確保
- ④効果的な災害放送など、公共の福祉の増進に資する放送の確保
- ⑤マルチメディア放送の特性を生かしたサービスの推進に関する事項
- ⑥成人向け番組の有無
- ⑦放送番組の制作取引の適正性の確保等のための具体的な計画
- ⑧個人情報の保護のための具体的な計画
- ⑨受信設備の早期普及のための具体的な計画
- ⑩各放送対象地域において、その地域向けの情報（例：ニュース、天気予報、道路交通情報、観光情報、行政情報等）の占める割合
- ⑪その他地方ブロック向けマルチメディア放送全体の早期普及のために必要となる事項 等

IV. その他の事項（有料放送管理業務に係る規律）

基幹放送の業務の認定に係る周波数の指定に係る方針を踏まえ、一定の数以上の有料放送事業者のために有料放送管理業務を行う者については、有料放送管理業務に係る総務大臣への届出を求めることとする（放送法第152条）。